

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年6月5日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054 沿革 (略)</p>	
<p>(引受基準)</p> <p>第5条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付又は保証債務の負担（以下「資金貸付」という。）は、少なくとも以下に<u>掲げる条件を満たす</u>ものに限るものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 約款（貸付金債権等）第2条第2号に該当する海外事業資金貸付金債権等又は約款（保証債務）第2条第3号に該当する保証債務を<u>出資外国法人等（法第2条第9項及び貿易保険法施行規則（平成13年経済産業省令第105号）第2条で定められるものをいう。以下同じ。）</u>が取得又は負担する場合は、<u>本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業その他の対外取引に係る事業に必要な資金貸付であること。</u></p> <p>八 <u>約款（貸付金債権等）第2条第2号に該当する海外事業資金貸付金債権等又は約款（保証債務）第2条第3号に該当する保証債務を出資外国法人等以外の外国法人又は外国人が取得又は負担する場合は、次のいずれかに該当する事業として日本貿易保険が認めるものに必要な資金貸付であること。</u></p> <p><u>イ 本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業であつて、我が国の輸出市場の開拓又は確保に著しく寄与する事業</u></p> <p><u>ロ 我が国にとって重要な資源の本邦外における開発及び取得</u></p>	<p>(引受基準)</p> <p>第5条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付又は保証債務の負担（以下「資金貸付」という。）は、少なくとも以下<u>のすべてに該当する</u>ものに限るものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 約款（貸付金債権等）第2条第2号<u>イ若しくはロ</u>に該当する海外事業資金貸付金債権等又は約款（保証債務）第2条第3号に該当する保証債務を外国法人<u>若しくは</u>外国人が取得又は負担する場合は、<u>我が国の対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業に限るものとする。</u></p>	

<p><u>の促進に資する事業</u></p> <p><u>ハ 海外投資に係る事業、地球環境の保全に特に寄与する本邦外において行う事業又は将来において成長発展が期待される分野に係る本邦外において行う事業であって、当該事業の促進が我が国の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要なもの</u></p> <p><u>ニ 本邦外において行う事業に係る国際的な連携の確保又は国際社会において重要な課題（開発途上にある海外の地域に係るものを含む。）の解決に資する事業であって、国際社会における我が国の地位の向上に特に寄与するもの</u></p> <p><u>九 約款（貸付金債権等）第2条第2号イ若しくはロに該当する海外事業資金貸付債権等が本邦法人若しくは本邦人に対するものである場合又は約款（保証債務）第2条第2号イ若しくはロに該当する借入金等が本邦法人若しくは本邦人のものである場合は、対外取引の機会の創出、確保又は拡大に著しく寄与する事業であって、次のいずれかに該当するものとして日本貿易保険が認めるものに必要な資金貸付であること。</u></p> <p><u>イ 本邦法人又は本邦人が輸出する船舶又は航空機を使用する事業</u></p> <p><u>ロ 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図るために必要な事業のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(1) 我が国にとって重要な物資又は技術の確保又は開発に資する事業</u></p> <p><u>(2) 地球環境の保全に特に寄与する事業</u></p> <p><u>(3) 著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用した事業であって、将来において成長発展が期待される分野に係るもの</u></p>		
--	--	--

<u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年7月1日から実施する。</u>		